



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

なくそう！DV (ドメスティック・バイオレンス) 気づこう！被害者の心の声

女性に対する暴力をなくす運動 (11/12~11/25)

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。この運動を機会に、人権の尊重について考えてみましょう。

ドメスティック・バイオレンス (DV) とは？

夫婦や恋人など、親密な関係 (過去にあった関係も含む) で行われる暴力をドメスティック・バイオレンスといいます。被害者の多くは女性です。DVには、殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、無視する、人格を拒否するような暴言を吐くなどさまざまな形態があります。多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。暴力は外部からの発見が困難な家庭内 (密室) で行われるため潜在化しやすく、加害者は罪の意識が薄いという傾向にあり、周囲も気づかないうちにエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

社会的背景
これまでDVは、ただの夫婦ゲンカ、個人的なこととして見過ごされてきました。しかし、暴力がふるわれる背景には、固定的な性別役割分担意識、所有意識など女性の人権が軽視されるという実態があります。男性優位と女性差別の社会構造が暴力を許す環境を作ってきたともいえるのです。

暴力をふるう人
アルコール依存や薬物依存のせいではないかと思われがちですが、実際には特定のタイプはありません。年齢や職業、収入もいろいろで、職場や地域では穏やかでまじめだと思われる人が、実は家庭で暴力をふるっている場合もあります。

子どもへの影響
子どもは暴力を目の当たりにすることにより、心が深く傷つき、情緒不安定、うつ、無感動、といった症状が表れるだけでなく、不登校、成績低下などが見られることもあります。また、暴力を問題解決の手段として覚え、将来の人間関係が上手く築けなくなってしまう恐れも否めません。子ども目の前で配偶者に暴力をふるうことは『児童虐待』にあたります。(児童虐待防止法第2条の4)

あなたの身近でDVが起きていたら
DVによる身体や心の傷は、被害者本人からは言い出しにくいのです。DVではないかと感じたらそっと手を差し伸べ、相談窓口があることを伝えましょう。専門の相談機関やDVについての正確な情報提供は、被害者にとって大きな力になります。

被害にあわれていたら
「私さえ我慢すれば済む」「自分にも悪いところがある」などと思いがちですが、あなたは悪くありません。暴力をふるう相手に非身ともに傷つき、孤独感、無気力感にさいなまれていくことで、耐え難い今の状況を変えるため、また、自分らしく生きるためにも、勇気を出して相談してみませんか。



◎ 婦人相談センターDV相談室 (配偶者暴力相談支援センター)
月曜～土曜 午前10時～午後8時
30分
日曜・祝日 午前10時～午後5時
☎048-60016060

◎ Withyou やごたま 埼玉県男女共同参画推進センター
月曜～土曜 午前10時～午後8時
30分
日曜・祝日 午前10時～午後4時
☎048-60013800

配偶者暴力防止法の改正について

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19年通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

- Ⅰ 保護命令制度の拡充
 - 1 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
 - 2 電話等を禁止する保護命令
 - ① 面会の要求
 - ② 行動の監視に関する事項を告げること等
 - ③ 著しく粗野・乱暴な言動
 - ④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール (緊急やむを得ない場合を除く。)
 - ⑤ 夜間 (午後10時～午前6時) の電話・ファクシミリ・電子メール (緊急やむを得ない場合を除く。)
 - ⑥ 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
- Ⅱ 市町村基本計画の策定の努力義務
- Ⅲ 配偶者暴力相談支援センターに関する改正
 - 1 市町村による配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務
 - 2 被害者の緊急時における安全の確保を配偶者暴力相談支援センターの業務として明記
 - Ⅳ 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知
- ⑦ 名誉を害する事項を告げること等
- ⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等
- 3 被害者の親族等への接近禁止命令

詳しくは、埼玉県総務部男女共同参画課窓口 (☎048-83012925) まで。内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト (<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>) を開設しています。

女性相談 (秘密厳守・無料)

～ひとりで抱え込まず ご相談ください～

夫婦のこと 親子の問題 職場や学校等の人間関係 セクシャル・ハラスメント 自分の生き方 DVなど一緒に考え、問題解決のお手伝いをします。女性の専門心理カウンセラーが相談に応じます。どんな小さなことでも大丈夫です。匿名での予約や、電話での相談も受け付けていますので、安心してご利用ください。

匿名でも相談OK!

相談日/毎月第2・4金曜<予約制>
午前11時～午後3時30分 (一人50分間)
場 所/役場1階住民相談室
相談員/専門の心理カウンセラー
予約・問い合わせ: 企画財政課 人権推進係
☎258-0019 (内線417)